

## 東ティモールの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

東ティモール民主共和国(ポルトガル語では「República Democrática de Timor-Leste」、英語では「Democratic Republic of Timor-Leste」。以下「東ティモール」という)は、オーストラリアの北にあるティモール島の東半分と、飛び地であるオイクシ、アタウロ島、ジャコ島から構成される。ティモール島の西半分は、インドネシアである。

国土の面積は、1.5 万平方キロメートルで、岩手県より少し小さい程度である。人口は、約 132 万人であり、岩手県よりも少し多い。気候は、高温多湿の熱帯性気候に属する。首都はディリ、通貨は米ドルである。民族構成としては、メラネシア系が大部分を占める。憲法によると、公用語はテトゥン語とポルトガル語であるが、公務の遂行にあたっては、公用語の他に、インドネシア語及び英語も用いることができる<sup>2</sup>。東ティモール国民の約 99%はキリスト教（そのほとんどはカトリック）を信仰している<sup>3</sup>。

16 世紀にティモール島にポルトガル人が来航し、1701 年にポルトガルがティモール島全体を植民地とした。1859 年にポルトガルは、ティモール島の西半分をオランダに割譲した。1942 年に日本がティモール島全体を占領したが、1945 年には、ティモール島の東半分はポルトガルの支配が復活し、他方、西半分はインドネシアの領土の一部となった。1974 年にポルトガルでカーネーション革命が起こったことを契機として、1975 年 11 月 28 日に東ティモール独立革命戦線（フレティリン）等が独立を宣言した。しかし、東ティモールの共産化を恐れる米国とオーストラリアの後押しを受けたインドネシアが、武力行使により、東ティモールを 27 番目の州として併合した。1991 年 11 月にはインドネシア軍が独立派市民を大量虐殺した「サンタクルス事件」が発生したが、海外で独立活動を続けていたラモス・ホルタとベロ司教が 1996 年にノーベル平和賞を受賞したことから、東ティモールの惨状が世界の注目を集めた。1998 年にインドネシアでスハルト政権が崩壊した後、政権に就

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 実際に東ティモール人がどの言語を話すかという点については、テトゥン語が 82%、インドネシア語が 43%、ポルトガル語が 5%、英語が 2%となっている（小荒井理恵著「言語と教育」（『東ティモールを知るための 50 章』（明石書店、2006 年）所収）250 頁）。

<sup>3</sup> 本稿における東ティモールの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）233～235 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）50 頁、③外務省ウェブページ「東ティモール民主共和国基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html>）等を参照した。

いたハビビ大統領は、東ティモールの自治・独立を容認する方針を打ち出した。1999年8月、国連の管理の下、東ティモールで、独立かインドネシア残留かを決める住民投票が実施された。住民投票の結果は独立派の圧勝であったが、インドネシア残留派の民兵が多数の破壊と殺戮を行った。国連安保理で承認された多国籍軍により騒乱は鎮圧され、1999年10月には、国連東ティモール暫定統治機構（UNTAET）が設置された。2001年に憲法制定議会選挙、2002年に大統領選挙が実施され、2002年5月20日に東ティモールはインドネシアからの独立を果たした。

東ティモールの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。東ティモールでは、ポルトガルの支配の時代はポルトガル法<sup>4</sup>が、また、インドネシアの支配の時代はインドネシア法が適用されていた。国連の暫定統治の下では、UNTAETが公布した規則が優先的に適用されていた（UNTAETに規定されていない事項については、インドネシア法が適用された）。2002年5月の独立以後は、東ティモールの正式な法律が制定されているが、憲法及び法律に反しない限り、インドネシア法及びUNTAET規則が適用される<sup>5</sup>。また、伝統的な慣習法も、根強く残っている。上記のように、歴史的な経緯から法制度が複雑なものとなっており、必ずしも統一的なものとなっておらず、法令の理解や分析が困難になっているという問題がある。また、法令はポルトガル語で起草されるものの、東ティモール国民の大部分がポルトガル語を理解できないため、法令の起草を外国人に頼らざるをえないという問題がある。さらに、法令の起草作業に従事した者の多くが外国人であったことから、法令の内容が東ティモールの実情や文化等を必ずしも反映していないという問題もある<sup>6</sup>。

「アジアの最貧国の1つ」ともいわれてきた東ティモールであるが、原油と天然ガスが産出され貴重な国家財源となっているほか、コーヒー豆の輸出が比較的多い。近年、東ティモールは ASEAN 加盟を目指しているが、国内の多くの諸問題が未解決のままであるため、まだ正式な加盟交渉を行うには至っていない。

## II 憲法

### 1 総説

2002年5月に施行された東ティモールの現行憲法<sup>7</sup>は、ポルトガル憲法の影響を受けて策

<sup>4</sup> ポルトガルの法制度は、ポルトガル語圏諸国の法制度に大きな影響を及ぼしている（例えば、ギニアビサウの仲裁法（2000年）、アンゴラの会社法（2004年）、モザンビークの商法典（2005年）、東ティモールの憲法（2002年）等）。

<sup>5</sup> 松原禎夫著「東ティモール現地調査報告」（『ICD NEWS 第48号』（法務省法務総合研究所、2011年）所収）198頁。

<sup>6</sup> 川野麻衣子著「東ティモールに対する法制度整備支援活動を振り返って」（『ICD NEWS 第87号』（法務省法務総合研究所、2021年）所収）99頁。

<sup>7</sup> 東ティモール憲法の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/East\\_Timor\\_2002.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/East_Timor_2002.pdf?lang=en)

定されたものである。

全 170 条からなる東ティモール憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>8</sup>。

表 1 : 東ティモール憲法の体系

前文		
第 1 編 総則		
第 2 編 基本的権利、義務、自由及び保障	第 1 部 総則	
	第 2 部 個人的権利、自由及び保障	
	第 3 部 経済的、社会的、文化的権利及び義務	
第 3 編 国の組織	第 1 部 総則	
	第 2 部 共和国大統領	第 1 章 地位、選挙及び任命
		第 2 章 権限
		第 3 章 国家評議会
	第 3 部 国民議会	第 1 章 地位及び選挙
		第 2 章 権限
		第 3 章 組織及び職務
		第 4 章 常設委員会
	第 4 部 政府	第 1 章 定義及び構成
		第 2 章 組閣及び責任
		第 3 章 権限
	第 5 部 裁判所	第 1 章 裁判所、検察及び弁護士
		第 2 章 檢察
		第 3 章 弁護士
	第 6 部 行政	
第 4 編 経済的及び財政的組織	第 1 部 総則	
	第 2 部 財政及び税務組織	
第 5 編 国防及び安全保障		
第 6 編 憲法の保障及び改正	第 1 部 憲法の保障	
	第 2 部 憲法改正	

<sup>8</sup> 本稿における東ティモール憲法の日本語訳は、基本的に、横田洋三訳「東ティモール民主共和国憲法」(『中央ロー・ジャーナル 第3巻第1号』(中央大学法科大学院、2006年) 所収) 79~108 頁に掲載されているものに従った。

第7編 最終及び経過規定		
--------------	--	--

## 2 統治機構

### (1) 大統領

大統領は、東ティモールの国家元首であり、国防軍の最高司令官である。

大統領候補は、出生による東ティモール市民でなければならず、35歳以上で十分な能力を有し、5000人以上の有権者の推薦がなければならない。

大統領の任期は5年であり、1回だけ再選が認められている。大統領は、兼職が禁止される。

大統領の権限としては、①法律の公布等を命令すること、②法律案に対し拒否権を行使すること、③首相を任命すること、④規則の合憲性の事前審査等、⑤国家利益に関係する問題の国民投票への付託、⑥非常事態・緊急事態の宣言、⑦宣戦布告、戦争の終結等が挙げられる。

国家評議会は、大統領の諮問委員会である。国家評議会は、元大統領、国民議会議長、首相、国民議会によって選出された5名の市民、大統領によって指名された5名の市民によって構成される。国家評議会は、国民議会の解散、政府の解散、宣戦布告及び戦争の終結等に関して意見を表明することとされている。

### (2) 国民議会

東ティモールの国会は、一院制である。国民議会議員の任期は5年であり、定数は52名以上65名以下である。国民議会議員には、免責特権が認められる。

国民議会は、国の内政及び外交の基本的問題等に関する法律を制定することができる。国民議会は、憲法96条で定められた一定の事項につき、立法権限を政府に授権することができる。

### (3) 政府

政府は、行政組織の最高機関である。政府は、首相、大臣及び国務長官から構成される。政府の長である首相は、国民議会での選出後、大統領により任命される。政府は、内政及び外交上の政策の処理及び実施について、大統領及び国民議会に対して報告を行わなければならない。政府は、国民議会に対し、信任投票を要請することができる。信任投票が否決された場合、政府は解散する。

政府の権限としては、①国民議会の承認を得た上で、国的一般的な政策を立案・実施すること、②市民の人権を保障すること、③公の秩序を維持すること、④国家の計画及び予算を準備・実行すること、⑤経済的・社会的活動を規制すること、⑥国の対外政策を立案・実施すること、⑦国民議会に法律案を提出すること等が挙げられる。

#### (4) 裁判所

東ティモール憲法によると、裁判所には、①最高裁判所及びその管轄下にある司法裁判所、②高等行政税務監査裁判所及びその他の行政裁判所、③軍事裁判所がある。他に、海事裁判所及び仲裁裁判所を設置することも認められている。

最高裁判所は、第一審又は第二審として裁判審理を行うほか、法律や不作為等の違憲審査権限を有する。最高裁判所長官の任期は4年であり、大統領により任命される。

最高司法評議会は、裁判官の任命・配属・転属・昇任を行い、裁判官を管理・規律する機関である。最高司法評議会は、最高裁判所長官が議長となるほか、大統領により指名された者1名、国民議会により指名された者1名、政府により指名された者1名、裁判官の中から同僚により選出された者1名により構成される。

高等行政税務監査裁判所は、公的支出の合法性を監視し、国の経理を監査する権限を有する。

### 3 人権

東ティモール憲法の「第2編 基本的権利、義務、自由及び保障」には、人権カタログが規定されている。ポルトガル憲法にならい、大きく、「第2部 個人的権利、自由及び保障」と、「第3部 経済的、社会的、文化的権利及び義務」に分けられている。

東ティモール憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①こども、若者、高齢者、障害者の人権、在外東ティモール市民についての明文規定がある（18～22条）。
- ②非常事態・緊急事態における人権の停止の要件・手続等が規定されている（25条）。
- ③オンブズパーソンについて規定されている（27条）。
- ④抵抗権及び正当防衛の権利についての明文規定がある（28条）。
- ⑤死刑及び終身刑は廃止されている（29条3項、32条1項）。
- ⑥人身保護令状について規定されている（33条）。
- ⑦個人情報の保護についての明文規定がある（38条）。
- ⑧国民には防衛の義務が課されている（49条）が、良心的兵役拒否が保障されている（45条3項）。
- ⑨消費者の権利についての明文規定がある（53条）。
- ⑩国の市民のみに、土地所有権が認められる（54条4項）。
- ⑪知的財産権についての明文規定がある（60条）。
- ⑫環境権についての明文規定がある（61条）。

### III 民法

東ティモールの民法典は、2011年9月14日に公布された。当該民法典は、旧宗主国であるポルトガル民法典（1868年制定、1966年改正）を基本的に踏襲したものであり、インドネシア民法典に取って代わるものである<sup>9</sup>。

東ティモール民法典の体系としては、ポルトガル民法典と同様に、いわゆる「パンデクテン体系」が採用されている。即ち、「第1編 総則」、「第2編 債務法」、「第3編 財産法」、「第4編 親族法」、「第5編 相続法」という体系となっており、全2195条から構成される<sup>10</sup>。

従来、東ティモールにおいては、①伝統的に使用してきた土地、②ポルトガル植民地時代に使用してきた土地、③インドネシア占領時代に使用してきた土地、④東ティモール独立後に取得された土地というように、さまざまなものがあり、日常的に土地に関する紛争が発生していた<sup>11</sup>。このような状況の下、東ティモールでは、2017年4月27日、土地収用法が施行された。土地収用法は、約10年間にわたって議論されてきた「土地法パッケージ」の重要な一部である。今後も、多くの重要な法令が公布されると予想される。土地収用は、世界のどの国・地域であっても、政府が公共政策を実施するための重要な手段となっている。東ティモールのように、基本的な都市化や公共インフラがまだ初期段階にあり、無計画な民間建築が主流の国では、国が土地を収用する権限は、適切な都市計画とともに、一般住民の生活を向上させるための重要な手段となる。土地収用法によると、「収用」とは、私有財産や関連する権利・利益に対するあらゆる法的制限であり、それらがどのような人や団体に属しているかは問わないとされている。伝統的共同体が所有する土地も、同法に定められた条件に従って収用することができる。収用は、土地の使用に「公共の利益」がある場合にのみ認められる。同法は、収用を正当化するための「公共の利益」として、①国防及び安全保障、②公共の通路、道路、トンネル、鉄道及びこれらに付随する施設、③公共交通システム、④貯水池、ダム、水及び残留物の分配と排水のためのインフラ・灌漑、⑤港湾、空港及びターミナル、⑥原油、ガス、鉱物及び地熱エネルギー施設の開発、⑦公共電力の発電及び配電システム、⑧電気通信システム、⑨廃棄物の収集と処理、⑩公立病院、治療・診断センター、その他公衆衛生サービスのための重要なインフラ等を挙げている。本法は、東ティモールの土地保有及び土地使用の基本的な現実を反映して、「利害関係者」を広義に定義しているため、①収用される不動産に対する権利の保有者、②資産に対する契約上の権利（賃借権、通行権）の保有者、③収用手続開始の公示時における当該資産の占有者は、本法の目的上、利害関係者とみなされる。国の直接行政機関である公的機関のみが、収用の受益者となることができる。収用は、別の土地を使用したり、

<sup>9</sup> 笠原俊宏著「東ティモール民法典（2011年）中の国際私法規定」（『戸籍時報 No.793』（日本加除出版、2020年）所収）20頁。

<sup>10</sup> 東ティモール民法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p\\_lang=&p\\_isn=89755&p\\_country=TMP&p\\_count=58](https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=&p_isn=89755&p_country=TMP&p_count=58)

<sup>11</sup> 川野・前掲書 101頁。

プロジェクトを再設計したりすることができない場合に、例外的にのみ行われる<sup>12</sup>。

#### IV 会社法

東ティモールへの投資や会社設立は、現時点ではまだ一般的ではないが、東ティモールの経済発展に伴い、今後は次第に増えていくものと予想される。

東ティモール法における主な会社の種類は、表 2 のとおりである<sup>13</sup>。

表 2：東ティモール法における主な会社の種類

名称	ポルトガル語（略称）	特徴
一人会社	Sociedade Unipessoal (Unip. Lda.)	出資者の責任は出資額に限定される。出資者は 1 名のみ。資本金は 5000～50 万米ドル。
有限会社	Sociedade por quotas (Lda.)	出資者の責任は出資額に限定される。出資者は 2～30 名。資本金は 5000～50 万米ドル。
株式会社	Sociedade Anónima (S.A.)	株主の責任は株式の券面額に限定される。株主は 3 名以上。最低資本金額は 5 万米ドル。

東ティモールにおける会社登記は、政府機関である「SERVE」<sup>14</sup>に申請することにより、5 営業日以内に完了することができる。登記完了後、①登記証明書（CRC）、②事業登録証明書（CBR）、③（リスクが低い活動の場合、）活動実施許可（ACA）、④（リスクが高い活動の場合、）事業ライセンス（BL）の発行を受けることができる<sup>15</sup>。

#### V 民事訴訟法

東ティモールの民事訴訟法典は、全 919 条から構成されている。

東ティモールにおける民事訴訟手続は、①裁判所への訴状の提出、②被告への送達、③答弁（被告が送達を受けた後 30 日以内に答弁しない場合、原告の訴えが認容される）という流れで進んでいく。全事件において、裁判所の調停が試みられる。調停が成立しない場合、裁判所は、争点整理を経て、口頭弁論を開き、審理を進めて、判決を下す。判決から

---

12

<https://www.mirandalawfirm.com/en/insights-knowledge/publications/alerts/timor-leste-expropriations-legal-framework-approved>

13

<https://pinnacledili.com/insight/strating-a-new-business-company-registration-in-timor-leste>

14 <https://www.serve.gov.tl/en>

15 <https://www.tradeinvest.tl/node/17>

10日以内であれば、上級審裁判所に上訴することができる<sup>16</sup>。

東ティモールの民事訴訟は、さまざまな問題を抱えている。例えば、東ティモールの民事訴訟では、ポルトガル語、テトゥン語、インドネシア語、英語が併用されており、当事者の使用言語が異なる場合は通訳が必要となり、訴訟の遅延・複雑化の原因となっている。法曹人口及び法学教育機関が不足していることも、訴訟遅延の大きな原因である。また、従来から、外国人の裁判官及び検察官が実際の訴訟を担当することが多かった（但し、次第に東ティモール人の裁判官及び検察官の割合が増加している）<sup>17</sup>。

東ティモールでは、上述した裁判所による訴訟・調停とは別に、慣習法に基づく村落司法も、しばしば行われている<sup>18</sup>。

## VI 刑事法

東ティモールの刑法典<sup>19</sup>は2009年に制定され、全323条から構成される。また、刑事訴訟法典<sup>20</sup>は2005年に制定され、全359条から構成される。

刑法典は、罪刑法定主義、類推解釈の禁止、遡及適用の禁止、人道主義、責任能力の原則等の近代的な基本原則を採用している。また、刑罰等に関しては、日数罰金制、社会奉仕活動、保安処分等について規定が置かれていることが特徴的である。各則に関しては、奴隸制・人身売買を犯罪としていること、動物相・植物相・自然生息地に関する持続不可能な有害行為を犯罪としていること等が注目される。

東ティモールの警察は、訓練不足と装備不足に直面している。その原因は、①警察官は東ティモール人でなければならないという国際的圧力から、本来であれば6ヶ月以上の武器の使用等の訓練をすべきところ、たった3ヶ月の訓練を経ただけで現場に送り込んだこと、②訓練を支援する派遣国の中には、能力に問題のある要員を東ティモールに派遣する国もあること等にあるといわれている<sup>21</sup>。また、東ティモールの刑務所は、過剰収容の状態にあるのみならず、未決拘禁者と受刑者の分離収容ができていないという問題がある<sup>22</sup>。

<sup>16</sup> 平石努著『東ティモール民事司法制度に関する調査研究』（2013年）9～11頁。

<sup>17</sup> 松原・前掲書199～200頁。

<sup>18</sup> 村落司法の詳細については、宮澤哲・宮澤尚里著『東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用』を参照されたい。

<sup>19</sup> 東ティモール刑法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p\\_lang=en&p\\_isn=106091](https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=106091)

<sup>20</sup> 東ティモール刑事訴訟法典の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p\\_lang=en&p\\_isn=80478&p\\_country=TLS&p\\_count=70&p\\_classification=01&p\\_classcount=26](https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=80478&p_country=TLS&p_count=70&p_classification=01&p_classcount=26)

<sup>21</sup> 山田哲也著「平和構築としての『法の支配』の確立 一東ティモールを例として一」22頁。

[https://www2.jiia.or.jp/pdf/global\\_issues/h14\\_funsou-yobou/3\\_yamada.pdf](https://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h14_funsou-yobou/3_yamada.pdf)

<sup>22</sup> 山本麻奈著「東ティモール矯正領域における活動について」（『ICD NEWS 第80号』（法務省法務総合研究所、2019年）所収）220頁。

東ティモールは、2020年8月26日、汚職防止法を公布した。同法は、非常に広い範囲をカバーしており、「汚職犯罪」の種類やそれぞれの制裁体制に関する規則だけでなく、元公務員の採用に関する規則、官民双方の団体による行動規範の採用、公共入札に関する規則、私企業の汚職、時効、犯罪捜査、資産の凍結・差押え等、非常に広範な事項をカバーしている。同法の特徴的な点は、東ティモールで初めて、法人が刑事犯罪に対して責任を負うことを明記したことである。また、個人・企業・団体の法的義務が大幅に拡大されたほか、「不当な富の所有」という新たな犯罪を創設した。さらに、同法には、職業上の秘密の放棄、富・資産・利益等の申告に関する規則が含まれているところ、これは多くの公務員やその親族及び関係者にも適用される<sup>23</sup>。

## VII おわりに

以上、東ティモールの法制度の概要を紹介したが、原油・天然ガス等の資源と低賃金の労働力を有する東ティモールは、急速な発展を続ける東南アジアの一角に位置する国として、今後、日本企業にとって重要な投資先となる可能性もある。東ティモールの法制度の動向については、引き続き注目していきたいと思う。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.11』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第19回 東ティモール」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>23</sup>

<https://mirandalawfirm.com/en/insights-knowledge/publications/alerts/new-timor-leste-anti-corruption-law>